

富士油業株式会社株式の譲渡について

平成 17 年 10 月 3 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ株式、債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

富士油業株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 12 月 19 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。平成 16 年 2 月 13 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 3 月に減増資を実行しました。その後、機構は対象事業者の事業運営を、支援決定当時からのスポンサーである富士興産株式会社（以下「富士興産」という。）と共に支援してきました。今般、その再生に一定の目処が立ったことからスポンサーである富士興産に対する株式譲渡のためのプロセスを進め、譲渡の決定に至ったものです。なお、富士興産とは、本決定を受けてただちに株式譲渡契約を締結しました。今後、機構は株式譲渡契約に従って譲渡実行手続を行い、10 月中に譲渡が完了する予定です。

3. 出資額等

機構は対象事業者に対し、3 億円の現金出資により、議決権割合の 13% に当たる議決権付種類株式を取得していました。今般かかる種類株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
